

様

柏崎刈羽原子力発電所における安全対策の徹底及び
実効性のある原子力防災対策の構築等に関する要望

令和6年7月22日



自由民主党新潟県支部連合会

幹事長 岩村良一

総務会長 中村康司

政務調査会長 高橋直揮

I 国が前面に立った取組

1 県民理解への取組

国として柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を進めていくのであれば、柏崎刈羽原子力発電所の安全性や再稼働の必要性について、国の責任において、県民の信頼が得られるまで十分かつ分かりやすく丁寧に説明を行うこと。

(経済産業省)
(内閣府（原子力防災担当）)

2 事業者に対する指導・監督の強化

柏崎刈羽原子力発電所の運転主体への県民の信頼を得るため、新たに外部人材の参画を得た運営となるよう、事業者を指導するとともに、エネルギー政策、原子力規制、避難計画など、国の縦割り行政を排除すべく、政府一体となった体制を構築すること。

(経済産業省)
(原子力規制委員会)
(内閣府（原子力防災担当）)

II 避難対策の実効性向上等

1 原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備等

- 原子力災害時に柏崎刈羽原子力発電所を中心とし6方向へ放射状にUPZ外まで避難する経路をはじめ、避難の性質上、安全に避難できると考えられる地点までの経路について、関係市町村からの要望も踏まえながら、安全かつ円滑に避難するために必要な道路整備等を地方負担を求めずに確実に実施すること。
- 避難路の整備等の促進に向けた国と県の協議の枠組を創設すること。

(内閣府（原子力防災担当）)
(経済産業省)
(財務省)

2 除排雪体制の強化

- 冬季に原子力災害が発生した場合の避難路の除排雪・監視体制について、関係省庁の連携や、高速道路と国直轄管理道路の管理者間の連携や体制の強化等、具体的な対策を確立すること
- 除雪車両の増台、必要な個所への消雪パイプなどの消融雪施設、監視カメラの設置等、除排雪・監視体制の強化に必要となる対策について、地

- 方負担を求めず確実に実施すること
- ・民間事業者による対応が困難となった場合に備え、実動組織による支援体制を構築すること
 - (内閣府 (原子力防災担当))
 - (経済産業省)
 - (国土交通省)
 - (財務省)

3 放射線防護対策を施した屋内退避施設(シェルター)整備の強化

- ・令和6年能登半島地震において家屋の倒壊等により住民が避難や自宅に留まることが困難となるケースが発生したことなどを踏まえ、自宅以外で屋内退避が一定期間継続可能な施設(シェルター)の設置
- ・原子力災害対策重点区域内全域で一般住民も含め屋内退避する施設が整備できるよう対象範囲を拡大すること。
- ・屋内退避を一定期間継続できるよう、空調対策や耐震化等の整備も補助対象にするとともに、維持管理についても責任を持って対応すること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(財務省)

4 令和6年能登半島地震も踏まえた屋内退避の運用の見直しと緊急時対応の取りまとめ

- ・屋内退避の開始時期や対象範囲の運用などに変更があれば、県や市町村の避難計画等にも影響があるため、原子力規制委員会による見直し議論を待って緊急時対応を取りまとめること
- ・屋内退避の運用の見直しに当たっては、令和6年能登半島地震において家屋の倒壊やライフラインの途絶等が発生したことや、屋内退避を指示されたUPZ内住民のうち一定数は自主避難を開始することなども踏まえ、より現実的な避難の考え方に基づいた検討を行い、対策を講ずること。

(内閣府 (原子力防災担当))
(原子力規制委員会)

5 放射線モニタリング体制の維持強化

- ・県が実施している放射線モニタリングに必要な資機材の整備及び維持管理に要する経費について、陸域面積が広く人口が多い等、本県の実態に即して確実に財政措置等を行うこと。

- ・ 県内に航空機モニタリング機器を常備するなど、国としても本県のモニタリング体制を強化すること。

(原子力規制委員会)

(財務省)

6 原子力災害対策重点区域への適切な対応等

- ・ 現行の電源三法交付金制度については、福島第一原子力発電所の事故以来、防災対策が必要となる原子力災害対策重点区域が拡大されたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しがなされていない。
- ・ 本県は柏崎刈羽原子力発電所が発電する電力の供給を受けていない中で、拡大された地域は防災対策の強化を求められ、地域の負担のみが増している。
- ・ こうした本県の実情を踏まえ、既存の交付対象地域に対する交付水準は維持した上で、拡大された原子力災害対策重点区域を新たに交付対象地域とするなど、整合性・公平性の観点から原子力災害対策重点区域内の全ての地域を対象とした適切な制度に見直すこと。

(経済産業省)

7 再生可能エネルギー等の電力移出による脱炭素への寄与度の適正な評価

- ・ 本県は、県内発電量（年間約383億kWh）のうち約6割を県外へ移出しており、CO₂排出係数の低い電力の供給により、今後も国全体の脱炭素化に貢献したい。
- ・ しかし、現状では電力使用に伴うCO₂は消費地カウントが主であるため、本県の脱炭素への寄与が見えにくい。
- ・ 再生可能エネルギー等の電力移出県がインセンティブを受け取る仕組みやインセンティブを踏まえた電力移出の評価モデルを確立すること。

(環境省)

8 首都圏の理解促進及び本県が経済的なメリットを感じられる取組の実施

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所から電力の供給を受ける首都圏の住民及び商工団体等に対し、その意義の理解促進に努めるとともに、本県だけがリスクを背負っているとの県民感情に配慮し、国、事業者、商工団体は、本県が経済的なメリットを感じることができるような取組を実施すること。

(経済産業省)